

改正民法(総則・債権法及び相続法) の注意点



司法書士・行政書士 星野リーガル・ファーム 代表司法書士 星野 文仁



目次

- P. 3-**民法総則(時効について)**
 - 1.職業別短期時効、商事消滅時効の廃止等
 - (1)現行制度 (2)現行制度の問題点
 - (3)改正法のポイント
- P. 4-2.協議を行う旨の合意による時効の完成の猶予
 - (1)現行制度の問題点 (2)改正法のポイント1
 - (3)改正法のポイント2
- P. 5-3.生命・身体侵害による損害請求権賠償の消滅時効期間
 - (1)現行制度の問題点 (2)改正法のポイント
 - 4.経過措置

P. 6-**債権総論**

- 1.法定利率
 - (1)改正の背景 (2)改正の要点 (3)補足事項
- P. 7-2.保証
 - (1)改正の背景 (2)改正の要点
- P.17-3.債権の譲渡
 - (1)改正の要点
- P.21-債権各論
 - 1.定期約款 (新法第548条の2~第548条の4)
 - (1)創設の背景 (2)改正の要点

P.24-相続法

- 1.配偶者の居住権保護(遺言が重要)
- (1)配偶者居住権を長期的に保護するための制度
- (2)配偶者居住権と不動産登記
- (3)配偶者居住権を短期的に保護する制度
- (4)長期的婚姻している夫婦間が、生前に行った 「居住用不動産の贈与」を保障するための制度
- P.28-2.遺留分制度
 - (1)遺留分制度の見直し (2)遺留分の算定
- P.29-3.相続人以外の者の貢献を考慮するための 制度(特別寄与)
- P.30-4.相続された預貯金債権の仮払い制度の創設
- P.31-5.遺言の種類と特徴
 - (1)公正証書遺言の特徴 (2)自筆証書遺言の特徴
 - (3)自筆証書遺言のメリットとデメリット
 - (4)自筆証書遺言の簡略化
 - (5)公正証書遺言が無効とされた判例
- P.34-6.法務局における遺言書の保管等に関する法律
 - (1)旧法制度
 - (2) 法務局による保管を認める法律の制度



民法総則(時効について)

1. 職業別短期消滅時効・商事消滅時効の廃止及び原則的時効期間の見直し

(1)旧法制度

原則として権利を行使することができる時から10年で時効消滅するとしつつ、その特例として、例えば弁護士の報酬 債権は2年、医師の診療債権は3年とするなど、一定の職種ごとに1年から3年までの短期消滅時効を定めていた。

(2)旧法制度の問題点

取引が極めて複雑・多様化した現代社会においては、これらの細かな特例が存することにより、どの規定が適用されるのかを確認する手間がかかり、適用の誤りや規定の見落としの危険も生ずる上、多様な職業の出現等により、特例の合理性自体が疑われる状況が生じていた。

(3) 改正法のポイント

新法においては、この短期消滅時効の特例及び商事消滅時効を廃止し、その上で、これに伴う時効期間の大幅な長期化を避けるため、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」又は「権利を行使することができる時から10年間行使しないとき」のいずれかの事由があったときに、債権は、消滅することとされた。

なお、「5年間行使しない」ことが要件とされているため、権利行使が可能な状態で5年経過することが必要であり、例えば契約で定められた履行期が到来していない状態では、時効期間は進行しない。



2. 協議を行う旨の合意による時効の完成の猶予

(1)旧法制度の問題点

旧法においては、当事者が権利をめぐる争いを解決するための協議を継続していても、時効の完成が迫ると、完成 を阻止するためだけに訴訟の提起や調停の申立てなどの措置をとらざるを得ず、そのことが当事者間における自発的 で柔軟な紛争解決の障害となっていた。

(2)改正法のポイント1

新法では、当事者間において権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によりされた場合には、 時効の完成が猶予されることになった。

協議を行う旨の合意によって時効の完成が猶予される期間は、①合意時から1年経過時、②合意において1年未満 の協議期間を定めた場合はその期間の経過時である。

①又は②の経過時までに、協議の続行を拒絶する旨の書面又は電磁的記録による通知がされた場合には、通知の時から6ヶ月経過時か、①又は②の経過時のいずれか早い時点まで、時効の完成が猶予される。

(3)改正法のポイント2

協議を行う旨の合意によって時効の完成が猶予されている間に、再度書面又は電磁的記録で協議を行う旨の合意がされれば、その合意の時点から更に猶予される。

もっとも、このような場合でも本来の時効の完成すべき時から通算して5年を超えて完成が猶予されることはない。



3. 生命・身体侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間

(1)旧法制度の問題点

一般的に、生命・身体について深刻な被害が生じた場合、債権者(被害者)は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥るなどするため、時効完成の阻止に向けた措置を速やかに行うことができず、結果、損害賠償請求権が消滅時効にかかってしまうことが危惧されていた。

(2)改正法のポイント

生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、債務不履行に基づく場合には権利を行使することができる時から10年間という時効期間を20年間とし、不法行為に基づく場合には損害および加害者を知った時から3年間という時効期間を5年間とすることになった。

生命・身体侵害による損害賠償請求権については、その根拠が債務不履行であっても、不法行為であっても、主観的起算点からの時効期間は5年間となり、客観的起算点からの時効期間は20年間に統一されることになる。

4. 経過措置

改正民法施行日前に債権が生じた場合(施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前に行われた場合を含む。)の時効期間は改正民法施行後も旧法が適用され、改正民法の施行日以降に生じた債権の時効期間は、改正民法が適用されることになる。



債権総論

1. 法定利率

(1)改正の背景

昨今の低金利の情勢にもかかわらず、民法制定以来法定利率は年5%のまま一度も変更されておらず(旧法第404条等)、 法定利率が市中金利を大きく上回っているため、債務者が支払う遅延損害金等の額が不当に多額なものとなり、当事者間の公 平を害する結果が生じていたので、これを引き下げる必要があった。

(2)改正の要点

法定利率をまずは年3%に引き下げることにした。(新法第404条)

「まずは」という記載の理由は、市中金利は今後とも大きく変動する可能性があるため、仮に法定利率を法律で年3%に固定してしまうと、将来法定利率と市中金利が大きく乖離する事態が再び生ずるおそれがあるので、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに変動させるようにしたためである。

法務省令により、最初の期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとされている。(次の期は令和5年4月1日から令和8年3月31日まであり以後同様)

法定利率の変動制の導入に伴い、それぞれの法律関係において、いつの時点における法定利率を用いるのかを定める必要が生じるため、新法においては、利息の算定に当たっては利息が生じた最初の時点における法定利率を用いることとし、遅延損害金の算定に当たっては債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によることとされた。(新法第404条第1項・第419条)

なお、債務全額を支払うまでの間に法定利率に変動があったとしても、適用される利率には変動を生じない。

(3)補足事項

法定利率の変動制を採用したことを踏まえ、商事法定利率制度(6%)については、合理性に乏しいものとして、廃止された。 (旧商法第514条の削除)



2. 保証

(1)改正の背景

保証については、個人である保証人が想定していなかった多額の保証債務を負い、生活の破綻に追い込まれるような事例が多発し社会問題化したこと受け、平成16年に包括根保証制度を廃止する民法の改正が行われた。 新法においては、その延長として、更に保証人保護の観点から規律を設けるということで、改正がなされた。

(2)改正の要点

- (i)保証の基本的な内容に関するもの(新法第448条~第463条)
 - a) 主債務の目的・態様と保証人の負担

旧法下の一般的な解釈に従い、主債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない旨を明文化している(新法第448条第2項)

b)主債務者の抗弁

旧法下の一般的な解釈に従い、主債務者が債権者に対して抗弁を主張することができる場合には、保証人も 債権者にその抗弁をもって対抗することができる旨を明文化している。(新法第457条第2項)

c) 主債務者の相殺権等

旧法下の一般的な解釈に従い、主債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主債務者がその債務を免れることになる限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる旨を明文化している。(新法第457条第3項)

d)連帯保証人について生じた事由の債務者に対する効力

基本的には旧法の実質的な規律を維持しつつ、連帯保証人に対する履行の請求は、原則として、主債務者に対して効力を生じないと改めるとともに、債権者及び主債務者が別段の意思を表示していた場合には、例外的に、連帯保証人に生じた事由の主債務者に対する効力はその意思に従うとしている。(新法第458条、第441条)



(2)保証改正の要点(続き)

- (i)保証の基本的な内容に関するもの(新法第448条~第463条)
 - e) 委託を受けた保証人の求償権の額

旧法下の一般的な解釈に従い、委託を受けた保証人が債務の消滅行為をした場合に保証人が主債務者に対して有する求償権の額は、原則として保証人が支出した財産の額になるが、保証人の支出した財産の額が消滅した主債務の額を超えるときは、消滅した主債務の額になる旨を明文化している。(新法第459条第1項)

f) 期限前弁済と委託を受けた保証人の求償の範囲

保証人が主債務の弁済期前であるのに債務の消滅行為をすることは、主債務者の委託の趣旨に反すると考えられることを踏まえ、委託を受けた保証人が主債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合には、委託を受けない保証人が債務の消滅行為をした場合(旧法第462条)と同様の求償権の額に限られるとし(新法第459条の2第1項)、また、求償可能な法定利息は主債務の弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかったものに、それぞれ限られるとしている。(同条第1項・第2項)

なお、新法においては、主債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができるとしている。(新法第459条の2第1項後段)

これは、主債務者に求償することができない保証人が債権者から回収する手段を確保させるため、保証人は債権者に対して消滅すべきであった債務の履行を請求することができるとしたものである。

g) 期限前弁済と求償の時期

旧法下の判例に従い、保証人は、主債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたとしても、主債務の弁済期以後でなければ、求償権を行使することができない旨を明文化している。(新法第459条の2第3項、第462条第3項)



(2)保証改正の要点(続き)

(i)保証の基本的な内容に関するもの(新法第448条~第463条)

h) 事前求償権

旧法第459条のうち、保証人が主債務者の委託を受けて保証した場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けた保証人は、主債務者に対して求償権を有するとの部分について、これが保証人において実際に債権者に弁済をする前に事前求償権を行使することができる旨を定めたものであることを明確にするため、事前求償権についての条文である新法第460条に規定を移している。(同条第3号)

また、旧法第460条第3号は、委託を受けた保証人は、債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後10年を経過したときは、事前求償権を行使することができるとしていたが、実務においてもこの規定による事前求償権は殆ど利用されておらず、この規定があったとしても事前求償権を行使することは困難であるため、新法においては、この規定を削除している。

i)無委託保証と求償

委託を受けていない保証人から求償を求められた主債務者が相殺権を有していることを理由に求償を拒絶した場合について、求償を拒絶された保証人を保護するため、保証人は、主債務者に代わって、その相殺権の行使によって消滅すべきであった債権者が主債務者に対して負担する債務の履行を債権者に対して請求することができるとしている。(新法第462条第1項において準用する新法第459条の2第1項後段)

j)事前通知

委託を受けた保証人は、履行の請求を受けた場合だけでなく、履行の請求をうけずに自発的に債務の消滅行為をする場合であっても、主債務者に事前通知をしなければならないとしている。(新法第463条第1項前段)

また、委託を受けない保証人については、いずれにしても求償権の制限を受けるため、事前通知の制度(旧法第463条第1項において準用する旧法第443条第1項)を廃止している。



(2)保証改正の要点(続き)

- (ii)保証人を保護する等の観点からの情報提供義務
 - a) 履行状況に関する情報提供義務(新法第458条の2)

旧法には、債権者が把握している主債務の履行状況に関する情報を保証人に提供する義務を債権者に課す規定はなかったが、新法は、委託を受けた保証人の請求があったときは、債権者は、主債務の元本や利息等の従たる債権についての不履行の有無・各債務残額・そのうちの弁済期到来分の額に関する情報を提供しなければならないこととしている。(新法第458条の2)

この規定の趣旨は、個人保証人の保護に尽きるものではないため、法人が保証人である場合にも適用される。 なお、債権者において、この義務の履行を怠り、保証人が損害を被った場合には、保証人は、債権者に対して、生 じた損害の賠償を請求することができる。(新法第415条)

b) 期限の利益喪失時の情報提供義務(新法第458条の3)

旧法には、主債務者が期限の利益を喪失したことを知る機会を保証人に対して保障する制度はなかったが、新法は、保証人保護の観点から、保証人が個人である場合において、主債務者が期限の利益を喪失したときには、債権者は、保証人に対し、そのことを知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならず、その通知をしなかったときは、保証人に対し、期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金を請求することができないとしている。(新法第458条の3)

なお、この通知については、主債務者が期限の利益を喪失したことを知った時から2箇月以内に通知を発するだけでは足りず、2箇月以内に通知が保証人に到達することが必要である。

改正民法(総則・債権法及び相続法)の注意点

本教材は、令和2年7月10日現在施行法令に基づいて作成されています。

2020年 8月 5日 第1刷発行

編 者 株式会社プロフェッションネットワーク

発行者 多 田 敏 男

発行所 T A C 株 式 会 社

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

印刷・製本 株式会社オーディーピーセンター

乱丁・落丁本はお取替えいたします。

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。

本書の全部または一部につき無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛承諾を求めてください。

Printed in Japan